

令和5年度  
旧高良内埋立地浸出水及び周縁地下水検査業務委託

仕 様 書

久留米市環境部

# 令和5年度旧高良内埋立地浸出水及び周縁地下水検査業務

## 1. 検査目的

旧高良内埋立地浸出水に関しては、公共下水道排除基準の遵守及び、一般廃棄物最終処分場の終了から廃止までの環境モニタリングを目的とし、旧高良内埋立地周縁地下水については、水質検査を実施し、埋立地からの環境影響の有無を確認する。

また、詳細項目は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月4日）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）による。

## 2. 履行場所

旧高良内埋立地場内及び旧高良内埋立地周縁

## 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで。

## 《 I 旧高良内埋立地浸出水検査 》

### (1) 検査回数、採水場所及び採水方法

#### (ア) 採水場所

旧高良内埋立地1号ポンプ井、2号ポンプ井

#### (イ) 検査回数

- ・月例検査 : 1回/月の2箇所（詳細項目検査月を除く）
- ・詳細項目検査 : 2回/年の2箇所

#### (ウ) 採水方法

1号ポンプ井、2号ポンプ井毎に通常自動制御されている状態での採水を基本とし、採り始めの水位を上限付近とする。また、水量に限りがあるので出来る限り速やかに行う。  
※採水の際は、水の状態が通常であると確認のうえ採水する。（通常の状態でなければ順延する。）

### (2) 検査日時

市より指定する。

### (3) 分析項目及び分析方法

#### (ア) 月例検査

分 析 項 目		分 析 方 法
1号ポンプ井	2号ポンプ井	
水素イオン濃度	水素イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。
生物化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	
化学的酸素要求量	浮遊物質	
窒素含有量	ノルマルヘキサン抽出物質	

浮遊物質質量	・ 鉱油類 ・ 動植物油脂類	
電気伝導率		
塩化物イオン		

※試料採取を含む。

(イ) 詳細項目検査1号ポンプ井

分 析 項 目	分 析 方 法	
水素イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。	
化学的酸素要求量		
生物化学的酸素要求量		
浮遊物質質量		
ノルマルヘキサン抽出物質		鉱油類 動植物油脂類
フェノール類		
銅		
亜鉛		
溶解性鉄		
溶解性マンガン		
クロム		
大腸菌群数		
総窒素		
総リン		
カドミウム及びその化合物		
シアン化合物		
有機リン化合物		
鉛及びその化合物		
六価クロム化合物		
ヒ素及びその化合物		
総水銀		
アルキル水銀化合物		
PCB		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
四塩化炭素		
ジクロロメタン		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
1, 3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
1, 4-ジオキサン		
水温		

ダイオキシン類	
---------	--

※1号ポンプ井追加項目

・電気伝導率      ・塩化物イオン

※試料採取を含む。

(ウ) 詳細項目検査 2号ポンプ井

分析項目	分析方法	
水素イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。	
化学的酸素要求量		
生物化学的酸素要求量		
浮遊物質		
ノルマルヘキサン抽出物質		鉱油類 動植物油脂類
フェノール類		
銅		
亜鉛		
溶解性鉄		
溶解性マンガン		
クロム		
大腸菌群数		
総窒素		
総リン		
カドミウム及びその化合物		
シアン化合物		
有機リン化合物		
鉛及びその化合物		
六価クロム化合物		
ヒ素及びその化合物		
総水銀		
アルキル水銀化合物		
PCB		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
四塩化炭素		
ジクロロメタン		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
1, 3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
1, 4-ジオキサン		
よう素消費量		
水温		
ダイオキシン類		

※ 2号ポンプ井追加項目

- ・電気伝導率
- ・塩化物イオン

※ 試料採取を含む。

《Ⅱ 旧高良内埋立地周縁地下水検査》

(1) 検査回数、試料採取場所及び試料採取方法

(ア) 試料採取場所

No. 1 (東) ポンプ井及びNo. 2 (西) ポンプ井の2箇所 (別紙位置図参照)

(イ) 検査回数

- ・月例検査：1回/月の2箇所 (詳細項目検査月を除く)
- ・詳細検査：1回/年の2箇所

(ウ) 試料採取方法

試料採取は、市の立会いのもとその水が通常の状態と確認のうえ採取する。通常の状態であれば順延する。

(2) 検査日時

試料採取日は、毎月1回とし、市より指定する。

(3) 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気

(4) 分析項目及び分析方法

(ア) 月例検査

分析項目	分析方法
水素イオン濃度	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による
電気伝導率	
塩化物イオン	

(イ) 詳細検査

分析項目	分析方法
塩化物イオン	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による
電気伝導率	
水素イオン濃度	
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びその化合物	
アルキル水銀化合物	
P C B	環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	
1, 4-ジオキサン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	
1, 1-ジクロロエチレン	
1, 2-ジクロロエチレン	
1, 1, 1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	
1, 3-ジクロロプロペン	
チウラム	

シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ダイオキシン類	

#### 4. 報告書及び計量証明書の提出

- (1) 検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、提出すること。
- (2) 項目毎に分析方法を明記すること。
- (3) 詳細項目検査については採水状況の写真を提出すること。
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質については、鉱油類、動植物油脂類に分けて報告すること。
- (5) ダイオキシン類については、MLAPとして提出すること。
- (6) I旧高良内埋立地浸出水検査の電気伝導率、塩化物イオンについては、別途計量証明書等を作成し、提出すること。
- (7) 一般項目とダイオキシン類は、分けて報告すること。

#### 5. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

#### 6. 業務遂行上の遵守事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用すること。
- (3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。